

[参考VI-5]

平成12年5月11日

株式会社東京相和銀行

金融整理管財人

電磁的公正証書原本不実記録等事件の告発について（報道発表）

株式会社東京相和銀行金融整理管財人は、見出しの事件の事件について、下記のとおり告発した。

記

- 1 告発年月日 平成12年5月10日
- 2 告 発 人 株式会社東京相和銀行金融整理管財人
鈴木 誠
和食 克雄
預金保険機構（理事長 松田昇）
- 3 告 発 先 東京地検及び警視庁
- 4 被 告 発 人 株式会社東京相和銀行
元取締役会長 長田庄一
元代表取締役社長 小島瑞蓬
元代表取締役副社長 福井雅敏
元代表取締役専務 戎井寛保
元取締役常務 高橋 樹
検査部主任検査役 渡邊 昭

5 告 発 罪 名

電磁的公正証書原本等不実記録罪・同供用罪

（刑法第157条第1項、第158条第1項、第60条）

6 告 発 事 実 の 要 旨

被告発人らは、第三者割当増資を実施するに当たり、東総開発㈱等の東京相和銀行の関連会社の名義を用いて新株の引受を仮装して、その旨の新株発行による変更登記をしようと企て

第1 平成9年9月の第三者割当増資（1株400円／1億株）に当たり、新株2,250万株につき、同行の自己資金を消費者金融会社等を経由して東総開発㈱に移動させて、新株申込金として90億円を同行に入金させ、これを含む総額400億円の株式払込保管証明書を発行して払込を仮装し、所轄法務局において、上記90億円の払込が仮装であることを秘したまま、総額約400億円の払込がすべて履行された旨、発行済株式総数につき内容虚偽の変更登記の申

請をなし、同局登記官をして、商業登記簿の原本である電磁的記録にその旨不実の記録をさせるとともに、商業登記簿の原本としての用に供し。

第2 平成10年3月の第三者割当増資（1株350円／7, 150万株）に当たり、新株約2, 836万株につき、同行の自己資金を消費者金融会社等を経由して長田㈱又は東総ビルサービス㈱に移動させて、新株申込金として約99億円を同行に入金させ、これを含む総額約250億円の株式払込保管証明書を発行して払込を仮装し、前記法務局において、上記約99億円の払込が仮装のものであることを秘したまま、総額約250億円の払込がすべて履行された旨、発行済株式総数につき内容虚偽の変更登記の申請をなし、同局登記官をして、商業登記簿の原本である電磁的記録にその旨不実の記録をさせるとともに、商業登記簿の原本としての用に供したものである。

たものである。